

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	牧田 健一
登録番号又は法人番号	2 1 0 9 2 5 0 6
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	行政書士牧田健一事務所
事務所所在地	相模原市中央区上溝 6-8-5-1
処分年月日	令和 7 年 5 月 2 2 日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（2 年間）
上記処分をした理由	当該会員は、相続関係業務である「公正証書遺言作成サポート」、「委任契約及び任意成年後見契約書作成サポート」、「財産管理業務委任契約に伴う費用」に係る支払いに対して、少なくとも 4 通の領収証を依頼人に交付していなかった。当該事実は、行政書士法施行規則第 1 0 条（領収証）に違反する。 このため、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第 2 条第 2 項第五号に該当するとともに、少なくとも 4 通の領収書を交付しなかった行為は悪質なものと認められるため、同第 2 条第 3 項の「前項各号に該当する行為で悪質なもの」に該当する。 よって、神奈川県行政書士会会則第 1 5 条第 1 項第二号に規定する会員の権利の停止処分（2 年間）を行う。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法施行規則 第 1 0 条 神奈川県行政書士会会則 第 1 5 条第 1 項第二号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第 2 条第 2 項第五号、同条第 3 項